

町民税・道民税の申告受付

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※詳細は裏面日程をご覧ください。

問合せ先 税務課 21-2115 (直通)

町では、2月16日から3月15日までの間、各申告会場において町民税・道民税の申告受付を行います。この申告は、昨年1月から12月までの所得を申告していただくもので、令和5年度の町民税・道民税の課税の基礎となります。なお、上記以外の年における所得の申告は申告会場では受け付けておりません。

《申告に来られる方へ》

新型コロナウイルス感染防止の観点から、以下の点につきご理解とご協力をお願いします。

- ①ご来訪の際はマスク着用、手指の消毒等、感染防止にご協力をお願いします。また、発熱等の症状がある場合は、別日対応が可能ですので、来訪をお控えください。
- ②いわゆる密状態を避けるため、各会場は利用人数に制限があります(福祉センター:8名、中央公民館:20名)制限人数を超える場合は、別室またはロビーにてお待ちいただくこととなりますのでご了承ください。
※特に、9時30分から11時の間は例年混雑します。混雑する時間帯はなるべく避けてご来訪ください。
- ③会場内では一定時間ごとに換気を行いますので、あらかじめご了承ください。
- ④期間内は郵送での申告も可能です。詳しくは税務課までお問合せください。
※郵送による申告受付は町民税・道民税の申告となります。所得税の確定申告については郵送での受付はできませんので、税務署で申告を行うか、期間内に各申告会場までお越しください。

1 申告の必要がある方

賦課期日(令和5年1月1日)に町内に住み、以下の項目のいずれかに該当する方です。
ただし、税務署から確定申告の案内が届いている方は、税務署で申告相談をしてください。

- ① 公的年金以外に他の収入がある方
- ② 給与収入以外に他の収入がある方
- ③ 事業所得(営業、農業など)、不動産所得等のある方

2 申告の必要がない方

- ① 税務署に所得税の確定申告を提出する方
 - ② 収入が給与のみの方
 - ③ 収入が公的年金のみの方(中面の「4 公的年金を受給している方へ」をお読みください)
 - ④ 非課税所得のみの方(失業保険、遺族年金、障害年金など)
 - ⑤ 収入のない方
- ※ ②の場合でも源泉徴収票に記載されている控除に変更があった方、医療費控除などの控除を追加する方などは申告が必要です。
- ※ ④及び⑤に該当する方でも、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入している方は、保険税(料)の算定のため申告が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

〔国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方〕…… 保険課医療給付グループ TEL 21-2121
〔介護保険に加入している方〕…………… 保険課介護保険グループ TEL 21-2119

3 状況に合わせて申告をしてください

申告の必要がなくても、所得控除等の申告をすることで町民税・道民税が減額される場合があります。以下は申告をする一例です。

- 勤務先の年末調整時に、扶養親族や社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除など各種控除の申告を忘れた場合
- 年の途中で勤め先を退職し、年末調整をしていない場合
- 年金の扶養親族等申告に、扶養親族や障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の申告漏れがある場合
- 医療費控除や寄附金税額控除を受けたい場合
- 収入のない方や非課税所得の方で所得課税証明書が必要な方（証明書の発行は6月10日以降になります）

4 公的年金を受給している方へ

公的年金収入の合計額が400万円以下であり、その他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、**町民税・道民税では、その他の所得金額が20万円以下であってもその他の所得があれば申告が必要になります。**

また、その年中の収入が公的年金のみの方は、源泉徴収票の内容で町民税・道民税が賦課されます。一度源泉徴収票にある各種控除欄に届出のとおり記載があるかどうか確認してください。**受けたい控除に記載がない場合には申告をする必要があります。**

なお、**配偶者(特別)控除・生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除等の所得控除を受けたい場合も、申告が必要になります。**

収入が公的年金のみの方で、次に該当する方は町民税・道民税はかかりませんので、扶養控除や医療費控除等の申告は必要ありません。（複数から公的年金を受給している場合はその合算額となります。）

- ① 昭和33年1月2日以後生まれの方…公的年金収入が98万円以下（保険料等を差引かれる前の額）
- ② 昭和33年1月1日以前生まれの方…公的年金収入が148万円以下（保険料等を差引かれる前の額）

5 医療費控除を申告される方へ

昨年1年間に支払った医療費（本人又は配偶者や生計を一にする親族のために支払った医療費）で次の算式で計算した結果、控除額が算出される場合は申告をすると町民税・道民税の所得控除になります。

医療費控除の額＝（実際に支払った医療費の合計額 －（1）の金額 －（2）の金額）

- （1）保険金などで補填される金額（高額療養費や生命保険契約に基づく入院給付金、出産育児一時金等）
- （2）10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額）

医療費控除は、医療保険者から交付された医療費通知（健保組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）をお持ちいただくか、「医療費控除の明細書」を作成の上、提出してください。医療費の領収書の提出は不要ですが、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※新型コロナウイルス感染防止のため、申告会場内の医療費計算コーナーは規模の縮小、及び電卓を設置しない等の措置を講じておりますので、ご自宅での明細書の作成にご理解とご協力をお願いします。

～医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について～

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（下記参照）を行っている方が、特定一般用医薬品等（いわゆるスイッチ OTC 薬の購入費。年間10万円を限度）を支払った場合、1万2千円を超える額を所得控除できます。**※従来の医療費控除との選択適用のため、重複適用はできません。**

- ※適用を受けられる一定の取組…①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断（事業主検診） ④がん検診
⑤健康診査（いわゆる人間ドック等）

控除を受けるためには「セルフメディケーション税制の明細書」、「取組を行ったことを証明する書類（予防接種の領収書、検診等の結果通知表など）」が必要になります。

6 申告をする前に準備をしましょう

円滑な申告を行うために、必ず会場に来る前に次の準備をしてください。

- ① 給与所得のある方は、申告に源泉徴収票を持参していただきますが、複数の会社から支払を受けている場合は、金額にかかわらず支払を受けている会社**全ての源泉徴収票が必要**になります。お手元にない場合は申告

までに会社から発行してもらってください。

- ② 領収書や証明書等の提示がないと、所得控除として認められない場合がありますので、なくした方は必ず再発行をしてもらうなどしてください。
- ③ 事業（営業等・農業）所得、不動産所得のある方は**収支内訳書を必ず記入してきてください**。（収支内訳書の様式は国税庁ホームページからダウンロードができます。また税務課窓口にも設置しています）

7 申告に必要なもの

【マイナンバー（個人番号）が必要です！！】

1. 本人確認書類（次の①、②のいずれか）

- ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーが記載された住民票の写しや通知カード）と運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の両方
2. 申告者本人の預貯金通帳など口座番号がわかるもの（所得税の還付金が発生する場合に必要になります）
 3. 事業（営業・不動産・農業など）収入のある方は、収入と経費がわかる帳簿と収支内訳書
 4. 給与・年金収入のある方は源泉徴収票
 5. 上記3. と4. 以外の収入がある場合は、その収入がわかる証明書など
 6. 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・その他の社会保険料等の領収書・納付証明書・控除証明書（源泉徴収票に記載のあるものは必要ありません）
 7. 生命保険料（一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険）・地震保険料の控除証明書
 8. 障害者手帳等
 9. 医療費控除を受ける方は、「5 医療費控除を申告される方へ」に記載された書類
 10. 寄附金控除を受ける方は、寄附した団体から送付された支払証明書（領収書）もしくは特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書

※ご本人が申告に必要な書類の提示または提出をしなくてはなりません。書類を忘れた場合は受付ができませんので、お忘れ物のないよう、十分確認のうえ会場にお越しください。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方で、町民税・道民税申告を行う場合は、ワンストップ特例制度の申請は無効となります。このため、申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告をしてください。

◇◇よくある申告のご質問（Q&A）◇◇

Q：収入は公的年金のみです。毎年申告内容も変わらず、昨年も申告をしているので、今年は申告をしなくても所得控除は昨年と同じように受けられますか？

A：町民税・道民税の申告は、ご本人が収入及び所得控除などを毎年申告する制度です。受けたい控除が年金の源泉徴収票に記載されている場合を除き、申告を行わなくても控除が適用になるということはありません。

Q：申告をした後に、子どもが扶養控除に該当することに気づいた。なぜ申告した時に教えてくれなかったのか？

A：扶養控除などの各控除の該当を判断し、申告するのは申告者本人になりますので、ご理解をお願いします。

Q：収支内訳書の書き方がわからないので記載してもらうことは可能でしょうか？

A：収支内訳書などの添付書類は申告者本人（税理士でも構いません）が必ず記載の上、お越しください。会場での代筆は行っておりません。

Q：税務署で確定申告をしましたが、町民税・道民税の申告も必要ですか？

A：税務署で確定申告をした場合は、確定申告書の写しが後日税務署から役場へ送付されます。この場合、これが町民税・道民税の申告書となりますので、別途町民税・道民税の申告を行う必要はありません。

Q：税務署に行ったら、所得税がかからないので申告は必要ないと言われました。町民税・道民税の申告も必要ないのでしょうか？

A：所得税と町民税・道民税では税金の計算方法が異なります。所得税の申告が必要ない場合でも町民税・道民税の申告が必要となることもあります。詳しくは表面～中面の1～3に記載してある内容をご覧ください。

◆◆ 申告受付日程 ◆◆ 【受付時間 午前9時30分～午後3時】

受付月日	対象地域	会場
2月16日(木)	豊浜町・潮見町・白岩町・港町	余市町福祉センター
17日(金)	浜中町・沢町	余市町富沢町5丁目13番地
20日(月)	富沢町1丁目～6丁目	TEL 22-6228
21日(火)	富沢町7丁目～14丁目	
22日(水)	梅川町・豊丘町	
24日(金)	大川町 1丁目～4丁目	余市町中央公民館
27日(月)	大川町 5丁目～7丁目	余市町大川町4丁目143番地
3月 1日(水)	大川町 8丁目～10丁目	TEL 23-5001
2日(木)	大川町11丁目～13丁目	
3日(金)	大川町14丁目～19丁目	
6日(月)	大川町20丁目・栄町・登町	
7日(火)	黒川町 1丁目～10丁目	
8日(水)	黒川町11丁目～13丁目	
9日(木)	黒川町14丁目～16丁目	
10日(金)	黒川町17丁目～20丁目・黒川番地	
13日(月)	美園町・入舟町・朝日町	
14日(火)	山田町・浜中町	
15日(水)	上記日程で申告のできない方	

申告をされる方は、お住まいの地域の申告会場と受付月日を確認の上ご来場ください。

※期限後に申告をすると、納税決定通知書の発送や所得課税証明書の発行が遅れることがあります。各種手続きに影響する場合がありますので、申告は期限内にお済ませください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告

- 税務署の申告相談期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※土日・祝祭日は除きます。

還付の申告は、2月16日以前でも税務署に提出できます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、確定申告会場(税務署)への入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、確定申告会場で当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントでの事前発行となります。

- 自宅のパソコン・スマートフォンでどこでも確定申告書が作成できます。

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書等を作成でき、「e-Tax」を利用すればそのまま送信(提出)することができます。詳しくは右記コードからリンクしてください。



(国税庁HPへ)

《確定申告に関するお問合せ先 余市税務署 〒046-0015 余市町朝日町1番地 TEL22-2093》